

## 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業について

令和5年7月1日

### 利用できる方

訪問入浴サービスを利用することが出来る方は、市内に居住する10歳以上の、身体障害者手帳の1級または2級に該当する重度の身体障害者で、次の各号の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

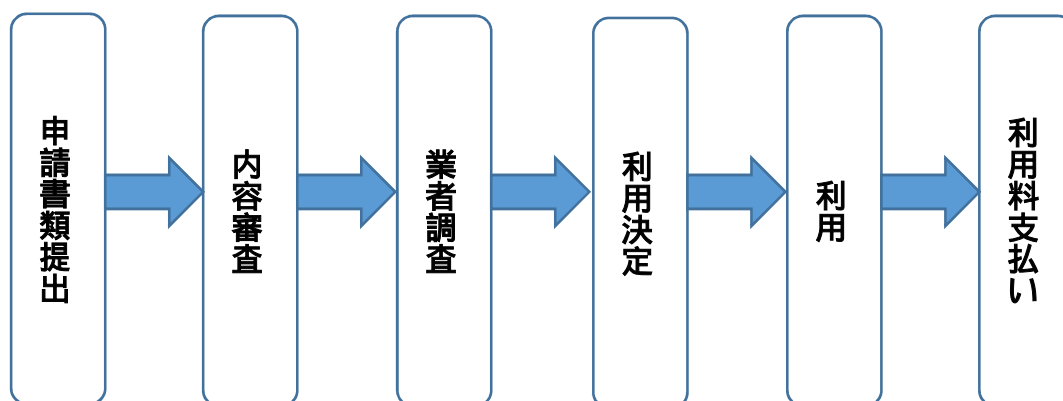
- (1) 居宅等において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 介護している家族等の立会いが可能な者

### 利用方法

利用希望者は、宇治市役所障害福祉課に次の(1)～(4)の書類を添えて申請してください。

- (1) 身体障害者訪問入浴サービス利用申請書
- (2) 健康診断書
- (3) 誓約書
- (4) 同意書

### 利用までの流れ



### 利用の停止・廃止

次のいずれかに該当するときは、身体障害者訪問入浴サービス停止・廃止通知書により利用者に通知します。

- ( 1 ) 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき
- ( 2 ) 訪問入浴サービスに必要な協力が得られないとき
- ( 3 ) 実施機関が入浴を困難と判断したとき
- ( 4 ) その他市長が訪問入浴サービスの利用を困難と判断したとき

こんなときは届け出てください

- ( 1 ) 住所や氏名を変更したとき
- ( 2 ) 利用者負担率を変更したとき
- ( 3 ) 訪問入浴サービスを利用する必要が無くなったとき

### 利用料金について

世帯区分	利用者負担率
生活保護	0%
非課税世帯	0%
課税世帯	1.2% ( 児童 ) 2.5% ( 大人 )

1 回の入浴にかかる費用	10,000円
<u>利用者負担 ( 例 : 2.5% )</u>	<u>250円</u>
宇治市負担	9,750円

利用は週 1 回 ( 月に 4 回、5 週目のある月は 5 回 )  
年度内で 52 回まで上記負担額で利用できます。( 53 回以降は実費負担になります )

### お申込み・お問い合わせ先

宇治市役所 障害福祉課 福祉サービス係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話 0774-22-3141 ( 代表 ) FAX 0774-22-7117